
第18回 富山市景観まちづくり審議会 議事概要

【日時】 令和4年10月12日（水）10:00～11:30

【会場】 801会議室（市庁舎8階）

【出席者】 ○委員 13名
○事務局 8名

【会議次第】 1 開 会
2 委員紹介
3 議 事

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 景観デザイン審査部会の選出について
- (3) 富山市景観まちづくり計画（案）について
- (4) 令和3年度事業実績について（報告）

4 閉 会

【議事要旨】

- 事務局 現在、委員13名のうち、13名全員にご出席いただいております。富山市景観まちづくり条例等施行規則第20条第2項の規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。
- 事務局 それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。
まず始めに、今回、新たな任期となって初めての審議会でございますので、会長、副会長の選出を行います。事務局よりご説明申し上げます。
富山市景観まちづくり条例等施行規則第19条第1項の規定では、本審議会に会長と副会長を置き、それぞれ委員の互選により定めることとされておりますが、事務局としましては、前任期にて会長をお願いしておりました委員に、引き続き会長をお願いしたいと考えております。
また、副会長には、前任期にて副会長をお願いしておりました委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 事務局 ご異議がございませんでしたら、出席委員の拍手をもって決定したいと考えますがいかがでしょうか。

(拍手)

会長、副会長が就任されました。
会長 正面の議長席へ移動をお願いします。
富山市景観まちづくり条例施行規則により、これ以降の議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。最初に会議録の署名委員を指名していただいた後、議事の進行をお願いいたします。
会長よろしくをお願いいたします。
- 会長 本日の会議録の署名は、2人の委員をお願いします。
- 委員 はい。
- 委員 はい。
- 会長 それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日の議事は4件あります。

議事（1）景観まちづくり審議会 会長・副会長の選出について
議事（2）景観デザイン審査部会の選出について
議事（3）富山市景観まちづくり計画（案）について

議事（４）令和３年度事業実績について（報告）です。

議事（１）については、ただいま、会長及び副会長が選出されました。

議事（２）の「景観デザイン審査部会の選出」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議事（２）の景観デザイン審査部会の選出について説明します。

富山市景観デザイン審査部会の設置及び組織については、富山市景観まちづくり条例等施行規則第21条の規定により、会長が審議会に諮り定めることとされておりますが、事務局としましては、引き続き、今期においても設置したいと考えております。

富山市景観デザイン審査部会設置要綱第３条第２項の規定において部会委員は会長が指名することとなっておりますが、事務局としては、引き続き、これまでの景観デザイン審査部会委員の5人の委員にお願いしたいと考えており、部会長には引き続き、前回部会長の委員にお願いしたいと考えております。

会長

事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。

委員

異議なし

会長

それでは指名を受けられました委員の皆様、よろしく申し上げます。

それでは議事（３）について事務局より説明をお願いします。

事務局

（議事（３）富山市景観まちづくり計画（案）について説明）

会長

これまでの審議会でも発言しておりましたが、ようやく諮問という形になりましたので、皆様のご意見をいただいて、これを取りまとめて、市に提出という形になりますので、ご意見をいただけたらと思います。

委員

会長や事務局のほうから諮問という言葉が出ておりますが、議事（３）が審議なのか確認をいただきたいです。

事務局

審議となります。諮問ですので、お手元の分厚い冊子が市としての最終案になります。これに対して審議会の皆様方で審議していただいて、最終的には答申書という形で市にご意見を聞かせていただくこととなります。

委員

わかりやすくまとめていただきありがとうございます。第一印象としては、コンパクトになったと感じました。前回の審議会でも、第4章を具体的に記載するという点で、今回いろいろと検討いただいて具体策を付け加えられたと思います。前回は推進の体制について記載されていたと思いますが、今回、推進体制図が削除されています。例えば、景観まちづくりの宝物制度は、なかなか使われないという問題点があったと思いますが、今後そういった制度が活用されていくため、推進体制は大切だと感じていました。推進体制について、今後、どのように推進していくことでこれまで活用されていなかった制度を活

用できるのか教えてください。

事務局 制度の活用については、いろいろな制度がある中で、具体的にどういう風に活用していくかまでは、前回も書いていないと思います。推進の基本的な方針として、まずは市民の方に景観まちづくりに対して関心を持ってもらうことが一番大事だと思っております。その中で先程の宝物の指定などについては、指定することによって市民にアピールしていく、行政側として景観資源をしっかりと見つけて周知してまいりたいと考えております。このことが行政側の仕事だと考えており、しっかりやっていきたいと思っております。

委員 前回2月の案には、推進体制図が記載されていましたが、具体的な推進体制については今回示す必要はないのでしょうか。

事務局 前回のものに加え、どういうシチュエーションの時に制度を活用できるかという流れがわかるものを載せてみたいと考えましたが、幅広い景観活動の中で一つの推進体制図にするには限界があったため外しました。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 4-13 ページの「公共施設の景観形成ガイドラインの作成」は、事業課の関係者とガイドラインを作っていくということで、非常に具体的な取り組みで評価したいと思います。公共事業というのは、皆さんに対してインパクトが大きいものであると思いますし、富山市では、学校の統廃合という大きな事業をやっておられますので、それについてもこれを有効に活用していただいて、立派な公共施設の整備を進めていただければと感じました。

委員 4-13 ページの「公共施設の景観形成ガイドラインの作成」に公共事業景観形成事前協議等実施要領を踏まえるという記述があります。昨日、事務局に事前確認したところ、これは公になっているものではないという回答をいただいていたので、一般の人間は富山市景観まちづくり計画を読むことができて、公共事業景観形成事前協議等実施要領は読むことができない。要領に基づいたガイドラインは何なのかという議論が起きるのではないかという懸念があります。その点についての事務局の見解について伺いたいです。

事務局 公共事業景観形成事前協議等実施要領は、市の内規という位置づけで運用しております。これに基づいて、市で建設する公共施設が事前協議の対象であるのかということを確認する場所や、規模に基づいて選別しています。今回、公共施設の景観形成ガイドラインを作成するということを記載いたしましたのは、審議会の中で事前協議の対象基準がわからないという議論がありましたので、再整理するという意味で対象になる基準や整備手法の手続きなどをガイドラインに位置付けて、皆さんに分かりやすい形で運用していきたいと考えたためです。

委員 公共事業景観形成事前協議等実施要領は、内規とおっしゃいましたが、外部の人間が目を触れることができないものを踏まえて作られたガイドラインの実効性というのは、受

け手の側としての捉え方としては、非常に受け取りづらいと感じます。

事務局 公共事業景観形成事前協議等実施要領となっていたものを、公共施設の景観形成ガイドラインという形とすることによって、皆さんに見ていただけるものになりたいと考えております。関係部局との調整もあることから、どこまで踏み込めるかわかりませんが、皆さんの目に触れるようにしたいと思っております。

委員 公共施設の景観形成ガイドラインができた時には、公共事業景観形成事前協議等実施要領は廃止されるということですか。

事務局 関係部局との調整もあるので今後の過程によります。

委員 公共事業景観形成事前協議等実施要領を踏まえて公共施設の景観形成ガイドラインを作り、公共施設の景観形成ガイドラインができることにより、公共事業景観形成事前協議等実施要領をなくすように発展的に解消するのであれば、そのように記載していただきたいと思います。もし、表に出せないものを踏まえるのであれば、この記述については考えていただきたいと思います。

事務局 現時点で公共事業景観形成事前協議等実施要領を廃止するかどうかまでは、決められません。皆さんに見ていただけるものになりたいと考えております。

会長 根拠がしっかりと明示されていないのに、それに基づいたガイドラインはちゃんと理解を得られるのかというご指摘だと思います。根拠は明示されるべきだと思います。

事務局 公表していないというのは、市民に配布していないという意味ですので、皆様が審議会の中で見たいということであれば提示することができます。あくまで市の内規です。公共施設の景観形成ガイドラインは、今の公共事業景観形成事前協議等実施要領を踏まえたものになるので、手続きを景観形成ガイドラインに全部書くとすると、公共施設の景観形成ガイドラインで網羅されるので、公共事業景観形成事前協議等実施要領は廃止になると思います。定量的なものか定性的なものかわかりませんが、基準だけを書くとすると、手続きはまた別に定める必要があるので、この要綱は残すことになると思います。今申し上げた通り、庁内の色々な課との連携や協議が必要なので、今の段階で公共事業景観形成事前協議等実施要領を無くすかについては、申し上げられません。

委員 景観まちづくり審議会委員が、要請すれば要領を見せるということですが、一般市民がカウンターに行った際には見せてくれるということですか。

事務局 基本的には富山市の公文書は、個人情報を除き全て公開が原則ですので、公表していない文書も請求があれば、公開するということが原則となっています。

委員 この要領には個人情報がはいっていますか。

事務局	ないと思います。
委員	ありがとうございます。
会長	関連して、景観計画の届出行為というのは、行政関係は免除という形ですか。
事務局	はい。
会長	それはどのように記載されていますか。
事務局	行政関係は、景観法に基づく届出ではなく、景観法に基づく通知という行為になっております。届出とは別の手続きを求めています。
会長	わかりました。
委員	3-2 ページの「建築物、工作物等の景観誘導の手続き」の図について、「必要に応じて助言・指導」という表現がいくつか出てきますが、どういうことが起きた時に必要になるのかということを明確にお答えいただきたいです。また、その判断は誰がされますか。
事務局	この図の「必要に応じて助言・指導」の判断につきましては、3-3 から 3-7 ページの「景観計画区域における行為の制限」に基づいて、例えば、民間の方が建築物を建てるために事前協議に来られた際、景観形成基準に合っているのか担当者が審査します、改善点が具体的に出了場合は、その区分について助言や指導を行うこととなります。事前協議につきましては、課長が判断する形になっております。
会長	デザイン審査部会で、公共建築物の行為もたくさん審査した記憶があります。公共事業は富山市景観まちづくり条例で先導的役割を果たすべきとされているわけですから、当然、民間事業よりも厳しいぐらいのことを担保すべきと思います。つまり、通常の景観計画の届出対象に該当するようなものは、すべからず審査の対象にしてもいいと思いました。その姿勢が非常に重要じゃないかと思っております。
委員	建物や工作物の手続きについてお伺いしたいと思います。 計画を新たに変更されるにあたって、変更点として 3-1 ページの行為の完了後に完了届を新たに付け加えるお話があったと思います。一部の行為について、完了後に実施できているかを確認すると書かれていますが、その趣旨をお伺いできればと思います。
事務局	一部の行為について、現在検討しているものは、景観に与える影響が大きい建築物に対して完了届を提出することで運用していきたいと考えています。
委員	全体の中で建築物について取り上げて、一部ということで記載しているということですか。

事務局 はい。

委員 景観形成基準については、大きく変更はないということによろしいですか。

事務局 一部変更しております。3-5 ページの「夜間景観」について、今回、土地利用をもとに景観を分類しており、夜間景観の形成基準を細分化して記載しております。

委員 ありがとうございます。

会長 3-1の「建築物・工作物等の景観誘導の手続き」の一部の行為という表現について、建築物が対象ということであれば、一部という表現よりも、建築物とした方が明確だと思います。右のフローについても、建築物に限るのであれば、同等の措置をした方がいいと思います。
本論ではありませんが、これまでのものと変更点を示していただきたかったと思います。

委員 基本方針のところで、心象景観という言葉が出てきたというのは、他の自治体の景観計画にはあまり見られない新しい視点に感じます。具体的に心象景観をどうするかというのは難しい問題ではありますが、心象景観を基本方針の中に入れたというのは、すごく重要だと思いますし、富山のまちの景観が心象としても優れたものになるように、これから進めていければいいかなと思っております。
新しい部分として、公共の部分についても、きちんと明記いただいたというのは良かったと思いますが、それが実効的に運用されていくことが非常に重要だと思います。部局をまたいでの表記も出てくると思いますが、それをしっかりとやっていただいて、会長からもありましたように、先導的な役割を果たすことも、非常に重要なものでありますので、実効性のある景観計画になるように進めていただきたいと思います。

会長 4-19 ページの「景観まちづくりの進捗管理」のところで、施策の進捗評価の一例に推進区域の指定数や、活動状況がわかる数値など、数量で評価しようと思うと、そのような形にならざるを得ないことはわかりますが、市民が関心あるのは、まちの景観の印象がどう変わったかということだと思いますので、そういったことに対する評価、調査を含めて、富山市民あるいは、市外から訪れた方の印象というようなものを定期的に同じ項目で取っていくことによって富山市の印象の評価につながっていくと思います。
それを含めて、市民の方々にも景観へ関心を持っていただくためには、問題意識をしっかりと持っていただく必要があると思います。数値化できる部分をしっかりと数値化し、他都市と比較することで、富山市の景観の置かれている状況を把握することができず。

委員 心象景観の分類に少し違和感を感じましたが、景観法に基づいた景観計画で富山市なりの景観の分類をお示しになられたと思います。全国の自治体の景観計画の分類を見ますと、いろんな分類の仕方ありました。どういう経過でこういう分類になったか、存じ上げませんが、A3 資料の2ページの右側に、景観形成の基本方針の分類が明記してありますが、河川軸とか道路軸というような地域特性を表した道路の景観、河川の景観

を基本方針に加えることで、市民の皆さんにもっとわかりやすい基本方針になると思います。

会長 ありがとうございます。

委員 分類の話が出ましたけども、基本方針のところで心象景観が特徴的なものとしてあり、それ以外の景観を細かく分類されていますが、景観要素の表を見て、大学の先生でしたらご存じだと思いますが、都市計画や景観の分野で有名な書籍の中に「ケビン・リンチ」という人が書いた「都市のイメージ」という本があります。その本の中では、都市のイメージを構成する要素が、5 つでてきますが、それがまさにこの景観要素の表にある、面的要素、線的要素、点的要素に対応しています。ケビン・リンチは面的要素に対応するものを「ディストリクト」、線的要素に対応するものを「パス」、「エッジ」、点的要素に対応するものを「ノード」、「ランドマーク」の5つの要素で表現しています。この表では5つではないですけど、一応網羅的に入っているという意味では、分類としては、いいと思います。

先ほど委員がおっしゃっていた、A3 資料 2 ページの右側の景観の分類のところで 線的要素に相当するものがあればよいというのは、確かにそうかなと思いましたので、基本的な分類を踏まえた形で表現される方が体系としてきちんとすると思いました。

会長 ありがとうございます。「ケビン・リンチ」のところで、スカイラインの指摘もあったと思いますが、富山にとって稜線というのは、結構重要な要素になるかなと思いますので、線的要素にスカイラインに関することも加えておいた方が良いと思いました。

委員 1-7 ページの最後に唐突に景観まちづくりコラムというのは、違和感を感じました。内容を見ますと、心象景観に関わってくると思いましたので、心象景観というのは、新しい景観の位置づけの言葉なので捉え方が様々だと思います。心象景観のとらえ方は、様々でいいのかもしれませんが、市民の方が初めてこの景観計画を目にした時にコラムに書かれている、これこそが各々の心象景観なのかなと思いました。今日、お配りいただいた A3 資料の 2 ページの心象景観の中にも「ひとりひとりの大切な景観を尊重しあい、郷土への愛着を育む」という、このコラムの部分が該当すると思うので、心象景観の補足として、コラムの位置を移動することで、わかりやすくなると思いました。

A3 資料の 4 ページの「景観まちづくりの進捗管理」という言葉は、一般的にはあまり使われない、難しく、分かりにくい言葉だと思いますので、わかりやすい言葉に置き換えられた方がよいと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 4章に関して、前回の資料で、もう少し充実した内容にさせていただけたらと結構お願いしていましたので、ページ数は増えたかなと思いますが、4-19 ページの「景観まちづくりの進捗管理」の表現について、市民にわかりやすい計画となるよう、わかりやすい図示と、この一方通行の矢印の意味の説明についても最低限やっていただきたいと思います。また、この簡易製本の「景観まちづくり」の翻訳を「ランドスケープ」一言に集約され

ているのは、ちょっと気になります。「ランドスケープ」だけでは表現できないと思います。

- 会長
そもそも、英語が必要かという話も含めて、調整をしていただきたいと思います。
1-7 ページの最後の景観まちづくりコラムのグラフですが、公式な文書になりますので、調査データ元を記載していただいた方がいいと思いました。
- 委員
先ほど立山の稜線の話があったと思いますが、前回、眺望景観を生かした景観まちづくりの推進の部分が第3章にあったかと思います。富山にとって眺望景観は非常に重要な点だと感じていましたが、今回その部分は削除されたのですか。
- 事務局
記載しておりません。
- 委員
その意図は何ですか。
- 事務局
3つに分類して書いていましたが、それぞれの眺望景観の考え方が市民に伝わりにくいと見え、記載しませんでした。
- 委員
眺望景観は市民にとって、心の寄りどころにもなっていると私は感じていますので、伝わりにくから記載しないのではなく、何か別の示し方もあると感じました。
あと、評価の部分について、前回の議論で評価に審議会がかかわっていく話があったと思います。今回、明記されていませんがどうなりましたか。
- 事務局
前回の審議会でお答えしている通り、年に1回は審議会に、この1年間どのような取り組みを行ってきたのか、4-19 ページの「②事業の成果把握」などについて、審議会の中で報告させていただきたいと考えております。
- 委員
4-4 の「景観まちづくりの進捗管理」に定量的な評価がたくさん並んでいますが、審議会の中では、定性的な評価も可能だと思います。定量的な評価でこぼれてしまうところを定性的に評価できるように、例えば審議会をそういう位置付けにすることがいいと思いました。
- 事務局
初めての試みなので、試行錯誤しながら運用をしていきたいと思っています。
- 会長
ありがとうございました。景観審議会そのものが能動的に景観形成に寄与していけるように、PDCAサイクルの中に審議会がしっかりと位置づいていく、意識付けをしてもらいたいと思います。
- 委員
計画(案)の中に2箇所コラムが出てきますが、コラムが書かれた場所について、どこに出ってくるかわかるように目次などに明記したらいいと思いました。
- 委員
心象景観の話になりますが、冒頭の景観分類のところでは、景観を「見る対象」と「見る行為」に整理されていて、それに基づいて景観分類が整理されているところがわかりや

すいと思いました。

心象景観についても冒頭で掲げられていますが、心象景観のアイデアやコンセプトが全体を通してなかなか見えないことが気になります。心象景観を設定した理由は何でしょうか。

事務局

心象景観については、人が自分の目を通して、主観的に感じる景色と定義しておりますが、心の中に浮かぶひとりひとりの大切な景観を通して、郷土への愛着を持った人を増やしたい、主体的に地域の景観活動に取り組んでいただくような人を作っていきたいという思いから設定しました。4章に記載しました、景観形成を行っていく取り組みについては、人づくりというところに結びついていくと思います。例えば、子供たちへの景観教育や、景観まちづくりへの参加を促すイベントについて記載しておりますが、今後その施策を積極的に展開していく要素として、心象景観というものを設定しております。

委員

わかりました。そのような趣旨を計画の文章の中にも盛り込んだ方が、市民から見て、心象景観と景観まちづくりの施策との関係性がわかりやすくなると思います。

委員

心象景観について、A3資料の2ページに表した図が非常に分かりやすくいいと思います。同じ2ページの右側の分類表ですが、順番については意味があって、このような順番にしたのですか。あと計画本編の2-11から2-12ページの写真について、風景写真みたいになっており、綺麗すぎて残念だという印象があります。冒頭の定義にもある自然的景観、歴史的景観、市街地景観、眺望景観を加え、心象景観になりえる写真もあった方が、イメージだけで訴えるよりも良くなると思います。

事務局

計画本編とA3資料の景観分類の順番が異なっていることについては、特に意味はありません。わかりにくい記載となり申し訳ございません。

会長

心象景観の2-11から2-12ページに掲載されている写真が似通っているため、もう少し心象に繋がるような写真を選択したら良いという意見だと思います。心象景観の冒頭の文章に季節や時間などが相まってとあり、時間軸というのは心象景観に重要な要素になるかと思います。単に時間というよりも、時代にかかるぐらいの時間、すなわち10年20年の時間、あるいはそこにかかる継続性であったり、逆にお祭り等で短期けれども、非常に心象に残るような景観ということもあると思います。そういった部分も少し示唆するような文言や写真を入れていただくと心象景観が想起しやすくなると思います。

委員

2-4ページの「景観の分類」のところで、自然的景観、歴史的景観、市街地景観が眺望景観につながり、そして、そこから心象景観につながるという図がありますが、その下の表に心象景観が入っていません。しかし、その次の基本方針では心象景観という言葉が出てくるので、表の中に心象景観をうまく入れられないかなと思います。心象景観をどんな風に表現するのか、上の図には大きな矢印で書いているので、それを踏まえた書き方なのか、眺望景観のような書き方なのか、いずれにせよ、この表の中に入れた方がいいと思います。

- 会長 ご指摘ありがとうございます。この図ひとつを見れば景観の要素が俯瞰できるというような資料にしては、というご提案だったと思います。
- 2-9 ページの「眺望景観」のところで、景観には遠景、中景、近景というキーワードもあると思います。書物によっては、シークンス景観、要するに移動する中で見る景観ということも指摘されていますが、遠景、中景、近景も 1 つの指標として有効であると思いますので、そういったことも少し盛り込んでもらえたらと思います。
- 委員 2-2 ページの「生活を彩る多様な景観要素」の図が細かいので、もう少し大きく取り扱うような形にしたらいいと思いました。
- 表紙について山の風景が出てきますが、冊子の表紙というのは中身をイメージされてしまうところがあるので、表紙の写真は、吟味してほしいと思いました。この表紙は写真になりますか。
- 事務局 写真をトレースした絵です。
- 委員 少し検討してもいいと思います。写真だとリアルでインパクトがありますが、絵だと人それぞれのイメージが違ったり、使用する色彩によって、逆に 1 人 1 人のイメージが勝手に作られてしまうところがあるので、景観まちづくりをイメージさせるようなダイレクトな写真の方がわかりやすいと個人的に思います。
- 委員 景観にかかわる冊子なので、写真についても十分考えてほしいと思います。中の写真のサイズがバラバラなのが気になります。また、ページの下の方の空間が目立つページがかなりあります。もう少しレイアウトを考えてほしいと思います。
- 委員 2-11 から 2-12 ページの「心象景観」の写真について、物理的な環境のみを景観として扱っているように感じますが、人の生業や活動というような、人のアクティビティを、近年、景観を構成する重要な要素として捉えられていると思います。例えば心象景観の写真について、人が活動しているような写真を載せることで、市民の方にメッセージとして伝わると思いました。また、先の表の中でも、生業や人々の活動も景観を構成する要素としていただくと良いと思いました。いかに市民に馴染みやすい、読み物とするのが重要だと思っており、これまで掲げてこられていたコンセプトが少し消えていったと感じます。例えば 1 章の初めのところで、前回までは自分事としてとらえていきましょう、というような文言が入っていたと思いますが、その部分が削除されているなど、自身もこの景観を構成している要素になりうるということを伝えていくために残してもよかったのではないかと思います。
- また、前回スケッチで分かりやすく示されていましたが、今回スケッチが全部なくなってしまったのは残念だなと思います。今回の計画は、結構綺麗にまとめられてはいると思いますが、隙がなくなったと感じます。市民の方々に読み物として楽しめるように、スケッチや写真を効果的に使用した方が読んでいて楽しい計画になると思いました。
- 会長 改めて写真を見返すと、広告物の写真がなく寂しいです。都市の魅力を構成する要素

ですのでぜひ入れていただきたいと思います。

委員

全編を通してですが、特に前半部分は、ちょっと固い内容なので、例えば、キーワードになるような文字をもう少し目に飛び込んできてくるような工夫すると文章に目が留まると感じました。

計画本編の見開きの写真と言葉が最も訴えかけたい思いとしてまとめられたと感じたため、このページは残していただけたらと思います。

会長

ありがとうございます。グラフィックデザインについては、適宜詰めていただきたいと思います。見開きの大事な文章が読みづらいと感じました。

意見はおおむね出たということでよろしいですか。色々ご意見いただきまして、ありがとうございました。答申の作成につきましては、本日、皆様からいただいた発言内容を踏まえて答申案として取りまとめたいと思いますが、とりまとめは事務局にお願いして、会長に確認するという流れになろうかと思いますが、会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(委員の同意)

意見が色々出ましたが、そのように進めたいと思います。

私から最後に一つ発言があります。今日の資料を見ましても市民との協働というのは非常に重要です。呉羽の吊り橋の話ですが、今日も資料を出してくださいと申し上げましたが、提示されないというのがいかなものかだと思います。例えば、2-10 ページの「景観資源」に笹津橋や桜橋など、橋が景観資源だと記載されています。3-3 ページの「届出対象行為」には、高さ 12.5 メートルとありますので対象になると思います。3-20 ページの「公共施設による景観形成」、ここでも 1 番冒頭に道路、橋梁が出てまいります。橋というのは非常に重要な景観資源だと思いますし、3-22 ページの「公共施設を整備する際の配慮事項」のところにも、しっかりと橋梁が出ています。新聞報道やマスメディアに出ている 1 枚のパスしか景観審議会に出てこないことは納得できません。そもそもあれだけ大きな事業がたった 1 枚のパスだけで進んでいることがあり得ないと思います。少なくともセレモニーの際には、寸法が入っているような図面等が来賓の方に配られたと思いますが、そういったものさえ出てきていないということ。それから色彩や素材はどうなるのでしょうか。景観に非常に関わる内容もわかっていないということ。予算が 14 億超かかるといことですが、それだけの経費をかけてやるということは景観にとって非常に重要なことなので、審議会として、ちゃんと資料提出してくださいということです。

次回は必ず資料を出していただくことをお願いしたいと思います。なぜこんなこと言うかということ、大規模行為というのは、審議をしていく対象に掲げられているということ。何よりも市民と協働ですよね。この橋ができた時の橋からの眺望景観は議論されているのでしょうか。どのような見え方を想定されているのですか。私は疑念を持っておりまして、いくつかの広告物が見えてくるのが考えられます。

そういったことを橋の完成に合わせて、眺望景観にバッティングするようなものを調整していく行為があってしかるべきだと思います。市民が橋を渡った時には素晴らしいなど感動していただけるような景観づくりを積極的にしていくということが求められます。

また、市民の関心を高めていくため、工事の進捗状況等についても、オープンにしてい

く必要があると思います。完成していく様子をウェブページに上げることで、楽しみだな、いつ完成するのかということも、話題になっていくかと思います。
そういうことがオープンした時の市民活動のベースになると思います。景観審議会として是非お願いしたいと思います。事務局での調整をお願いいたします。

事務局 景観まちづくり審議会は景観まちづくり条例に基づく諮問機関ですので、審議会側から何かをしたいかということ、条例上できないこととなっております。フットパスについて、景観審議会に諮るかどうかの判断については、市で判断させていただき、必要であれば諮問します。その場合は当然、必要な資料は提供します。フットパスにつきましては、市長が委嘱した検討委員会の方々に検討していただいているので、景観まちづくり審議会に諮問する予定はありません。

会長 杓子定規な答えをすると、どのようなことになるのかわかりますか。

事務局 条例以上の取り扱いはできません。

会長 わかったうえで言っています。

事務局 できないということをご理解いただきたいです。

会長 杓子定規な話はやめていただきたい。皆さん、どう思われますか。
私1人の意見だけじゃないと思います。市民の意見です。よろしくお願いします。

事務局 (議事(4) 令和3年度事業実績(報告)について説明)

会長 しっかりと報告していただくことで情報共有ができると思います。情報を共有することがなぜダメなのか、私には全く理解できません。
本来は諮問すべき内容ですが、百歩譲って報告でいいと発言していますが、なぜ諮問しないのかわかりません。それに対して異議を申し上げるということです。事務局にお返しします。

事務局 会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。
以上を持ちまして、第18回富山市景観まちづくり審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。